

群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度 杏林大学医学部医学科（群馬県地域枠）の御案内

群馬県では、将来県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持つ学生に対し、修学資金を貸与する制度を設けています。

杏林大学医学部医学科（群馬県地域枠）を受験される皆様へ、群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について御案内します。

修学資金貸与制度の概要

貸与人数 1名以内

貸与額 ・月 額：25万円（年額 300万円）（予定）

・貸与期間：原則として6年間（総額 1,800万円）

対象者 杏林大学医学部医学科の群馬県地域枠に合格し、貸与期間終了後、県内の特定病院（公立病院等）で、医師として勤務しようとする意思がある者。

※出身地及び出身高等学校の所在地等は問いません。

※貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。

修学資金の返還免除要件等

返還免除 次の①～③の要件を全て満たした場合、修学資金の返還が免除されます。

① 卒業後、貸与を受けた期間の3分の5に相当する期間（**従事必要期間＝10年間**）、県内の特定病院（公立病院等）で臨床研修及び診療業務に従事すること。

② 4年間以上は、将来勤務することとなる時点の群馬県保健医療計画に明記される「**医師不足地域**」の特定病院又は「**特に不足する診療科**」のうちから、被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する医療機関又は診療科に勤務すること（へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は3年間以上とする）。

②の対象期間については、医師として初めての研鑽の場となる臨床研修病院について、自らの研修目標を達成するために適した研修病院を自由に選択することができるよう配慮し、従事必要期間から臨床研修を除いた期間（**8年間**）とします。

③ 従事必要期間は、群馬県地域医療支援センターが用意する「**ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス**」に参加すること。

返 還 次のような場合、貸与期間に年10%の割合で計算した利息を加算して、修学資金を一括して返還することが必要です。（知事が定める日までに修学資金を返還しなかったときの延滞利息 年10.75%）

- ①貸与契約を解除した場合
- ②卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
- ③卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合、
また当該臨床研修を修了しなかった場合
- ④臨床研修後、（業務従事期間が従事必要期間に達するまで）県内の特定病院で診療業務に従事しなかった場合
- ⑤貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

※特定病院での従事期間が従事必要期間に満たない時でも、在職期間に応じ、修学資金の返還が一部免除となります。

- そ の 他**
- ・群馬県地域医療支援センターでは、「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」により、目指す将来像に応じて、規模や特色の異なる病院や医師不足地域等をバランスよく経験しながら、地域医療に貢献できるよう、卒後10年間のキャリア形成を支援します。
 - ・貸与中は、群馬県地域医療支援センターが実施する地域医療に関する特別プログラム（地域医療体験セミナー等）に、毎年参加してください。
 - ・大学院進学や、育児休業の期間等は、診療従事の中断事由として認められます。
 - ・従事必要期間には、卒業後の研修期間（臨床研修・専門研修）も含まれます。

- 死 亡 等**
- ・業務上の理由により死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったときは、当然免除となります。
 - ・また、修学生の死亡、心身の故障その他修学生の責めに帰することができない事由により修学資金を返還することができなくなった場合は、修学資金の返還及び利息の支払いの全部又は一部が免除となる場合があります。

修学資金の貸与手続きについて

スケジュール ○入学手続終了確認後、申請書類提出について群馬県から通知（3月下旬から4月上旬の予定）します。

※連絡先は大学から情報提供をいただきますので、予め御了承ください。

※提出書類

- ・修学資金貸与申請書
- ・申請者の身分を証する書類
- ・保証人となる者の身分を証する書類
- ・合格通知書の写し など

○群馬県による意思確認を経て、群馬県との間で貸与契約書の締結を行います。契約には、連帯保証人1名が必要です。

貸与方法 ○毎年度貸与契約を締結し、1年間分を一括で、御指定の銀行口座に振り込みます。

修学資金貸与制度の特色

次のような特色があり、臨床研修先の選定や、その後の診療業務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することが可能です。

- 1 卒業後に勤務する特定病院は、被貸与者の希望を踏まえて決定されます。
- 2 「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」に参加して、卒後10年間のキャリア形成の支援を受けることができます。群馬県地域医療支援センター（群馬大学医学部附属病院内）の専任医師が相談に応じます。
- 3 次のようなケースは、従事必要期間の中断が認められます。

・ 疾病、災害等やむを得ない理由により従事できない期間 ・ 育児休業の期間	実際にかかった 期間
・ 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学する期間 ^{*1} ・ 海外留学などの医学研修期間	5年まで可
・ 専門研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間 ^{*2} ・ 専門知識習得のため特定病院以外の病院に勤務する期間	3年まで可

^{*1} 社会人大学院生などで、特定病院で診療に従事している場合は、従事必要期間に含まれることがあります。

^{*2} 特定病院が実施する専門研修プログラムの一環として勤務する場合のみ、中断期間となります。

<キャリアプランのイメージ>

医学部						県内の特定病院での従事必要期間（トータルで10年間） ※黄色、水色の網掛け部分は従事必要期間、濃灰色は中断期間															
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で 臨床研修		特定病院での 専門研修			特定病院に勤務										
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で 臨床研修		特定病院での 専門研修				特定病院に 勤務		育休		特定病院に 勤務					
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で 臨床研修		特定病院での 専門研修			大学院（4年）で研究				特定病院に勤務						
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で 臨床研修		特定病院での 専門研修					海外留学等		特定病院に勤務						
修学資金を貸与						県内臨床 研修病院で 臨床研修		特定病院での 専門研修		県外病院で の専門研修	特定病院に勤務										

- ※1 卒業後の臨床研修先は、県内の基幹型臨床研修病院に限ります。
- ※2 従事必要期間中は、「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」への参加が求められます。
- ※3 水色の網掛け部分の期間（8年間）のうち、4年間以上は、将来勤務することとなる時点の群馬県保健医療計画に明記される「医師不足地域」又は「特に不足する診療科」で勤務する必要があります。（へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は、3年間以上）

県内の臨床研修病院及び特定病院

○県内の基幹型臨床研修病院 計14病院（R8.4.1現在）

1 群馬大学医学部附属病院	8 SUBARU健康保険組合太田記念病院
2 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	9 館林厚生病院
3 前橋赤十字病院	10 独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院
4 伊勢崎市民病院	11 公立藤岡総合病院
5 利根中央病院	12 医療法人社団日高会日高病院
6 桐生厚生総合病院	13 群馬県済生会前橋病院
7 公立富岡総合病院	14 独立行政法人国立病院機構渋川医療センター

○特定病院 計89施設（R8.4.1現在）

1 独立行政法人国立病院機構が開設する病院	5 社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院
2 国立大学法人が開設する病院	6 臨床研修病院（基幹型・協力型）
3 地方公共団体（組合含む）が開設する病院	7 へき地診療所
4 日本赤十字社が開設する病院	8 二次救急輪番病院

※全特定病院の一覧は、7ページに記載の別表を御覧ください。

修学資金貸与制度に関するQ & A

Q 1 群馬県地域医療支援センターとはどのような機関ですか。

A 1 医師の確保や県内定着、地域偏在の解消を目指して群馬県が設置した機関です。地域枠学生のサポート、地域枠卒業生をはじめとした地域医療に従事する若手医師のキャリア形成の支援、医学部を目指す高校生に向けた体験セミナー等を地域の医療機関等と連携しながら幅広く実施しています。

Q 2 ぐんま地域リーダー養成キャリアパスとは何ですか。

A 2 地域枠卒業生をはじめとした若手医師が、群馬県内において臨床現場で幅広い経験を積み、地域医療への貢献を実践しつつ診療能力を高めていくことを目指したプログラムです。地域間と病院間のローテーションを取り入れ、専門医資格の取得等のキャリア形成と地域医療への貢献を両立しながら、地域医療のリーダーとしての資質を養います。
また、群馬県地域医療支援センターの専任医師がキャリア形成に関する相談に応じています。



こちらから
御覧いただけます
(群馬県地域医療
支援センターHP)

Q 3 在学中に参加する「地域医療に関する特別プログラム」とはどのような内容ですか。

A 3 医学生の中から地域医療の現状を理解してもらうため、主に夏期や春期に地域医療体験セミナーや地域医療バスセミナーなどを実施しています。そのほか、将来地域医療を担う学生の交流・意見交換の場として、フォーラム等の開催や、キャリア形成を支援する個別・グループ面談等を行っています。

Q 4 臨床研修はどこで行うのですか。

A 4 群馬県内の基幹型臨床研修病院で行います。研修プログラムは県内14の基幹型臨床研修病院のプログラムから自由に選択し、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。(病院の一覧は、4ページを御覧ください。)

Q 5 臨床研修修了後に勤務する医療機関はどのように決まるのですか。

A 5 被貸与者の希望を踏まえて決定されます。ただし、従事必要期間から臨床研修期間を除いた8年間のうち4年間以上は、将来勤務することとなる時点の保健医療計画に明記される「医師不足地域」の特定病院又は「特に不足する診療科」に勤務する必要があります。

Q 6 「医師不足地域」や「特に不足する診療科」は、具体的にはどのような地域、診療科ですか。

A 6 将来勤務することとなる時点の群馬県保健医療計画により決定します。

※参考：現計画（第9次群馬県保健医療計画）

「医師不足地域」

- ・ 渋川、伊勢崎、高崎・安中、富岡、吾妻、沼田、桐生、太田・館林の各保健医療圏
- ・ 医師少数スポット（上野村、神流町、みなかみ町(旧新治村)）

「特に不足する診療科」

産婦人科、小児科、外科、救急科、脳神経外科、総合診療

Q 7 従事必要期間に大学院に進学することはできますか。

A 7 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学した期間は、5年まで中断期間が認められます。

なお、大学院在学中であっても、特定病院で診療に従事している場合、勤務の程度によって業務従事期間として認められる場合があります。

Q 8 従事必要期間に海外に留学することはできますか。

A 8 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等で医学に関する研修等に従事した期間は、5年まで中断期間が認められます。

Q 9 県外の医療機関や特定病院以外の県内医療機関で専門研修をすることはできますか。

A 9 従事必要期間は特定病院で勤務する必要があります。ただし、特定病院で実施する専門研修プログラムの一環として、特定病院以外の医療機関に勤務する場合には、3年まで中断期間が認められます。

Q 10 専門知識習得のため、特定病院以外の病院での勤務が認められるのはどのような場合ですか。

A 10 県の医療水準向上に資すると認められる専門知識を習得するために特定病院以外の医療機関等に勤務する場合、3年まで中断期間が認められます。「県の医療水準向上に資する」と判断できるものに限り、事前に書類や面談等により確認させていただきます。

Q 11 従事必要期間に産休や育休を取得することは可能ですか。

A 11 産前・産後休暇を取得した期間は、業務に従事した期間として扱います。育児休業を取得した期間は、中断期間として認められます。なお、育児休業による中断は男性にも認められます。

(別表) 群馬県緊急医師確保修学資金における特定病院一覧 (R8.4.1 現在)

	所在地	病院名		所在地	病院名
中毛地域	前橋市	群馬大学医学部附属病院	北毛地域	渋川市	県立小児医療センター
	前橋市	県立心臓血管センター		渋川市	渋川医療センター
	前橋市	前橋赤十字病院		吉岡町	田中病院
	前橋市	群馬県済生会前橋病院		渋川市	榛名病院
	前橋市	群馬中央病院		渋川市	北毛病院
	前橋市	老年病研究所附属病院		渋川市	関口病院
	前橋市	前橋協立病院		渋川市	北関東循環器病院
	前橋市	上毛病院		渋川市	渋川中央病院
	前橋市	厩橋病院		中之条町	中之条病院
	前橋市	赤城病院		長野原町	西吾妻福祉病院
	前橋市	善衆会病院		東吾妻町	原町赤十字病院
	前橋市	前橋城南病院		中之条町	吾妻さくら病院
	伊勢崎市	県立精神医療センター		中之条町	田島病院
	伊勢崎市	伊勢崎市民病院		草津町	草津こまくさ病院
	伊勢崎市	伊勢崎佐波医師会病院		中之条町	四万へき地診療所
	伊勢崎市	原病院		中之条町	六合診療所
	伊勢崎市	美原記念病院		長野原町	長野原町へき地診療所
	伊勢崎市	伊勢崎福島病院		東吾妻町	東吾妻町国民健康保険診療所
	伊勢崎市	鶴谷病院		沼田市	利根中央病院
	伊勢崎市	石井病院		みなかみ町	月夜野病院
西毛地域	伊勢崎市	大島病院		沼田市	内田病院
	高崎市	高崎総合医療センター		沼田市	沼田脳神経外科循環器科病院
	安中市	安中市立碓氷病院		川場村	群馬パース病院
	高崎市	日高病院		みなかみ町	上牧温泉病院
	高崎市	日高リハビリテーション病院	東毛地域	桐生市	桐生厚生総合病院
	安中市	松井田病院		みどり市	東邦病院
	高崎市	サンピエール病院		桐生市	岸病院
	高崎市	群馬病院		みどり市	恵愛堂病院
	高崎市	高崎中央病院		桐生市	岩下病院
	高崎市	佐藤病院(産科)		太田市	県立がんセンター
	高崎市	希望館病院		館林市	館林厚生病院
	高崎市	井上病院		太田市	太田記念病院
	高崎市	第一病院		太田市	三枚橋病院
	高崎市	野口病院		太田市	宏愛会第一病院
	高崎市	黒沢病院		太田市	本島総合病院
	高崎市	真木病院		太田市	堀江病院
	高崎市	関越中央病院		太田市	城山病院
	高崎市	高瀬記念病院		太田市	イムス太田中央総合病院
	安中市	須藤病院			
	藤岡市	公立藤岡総合病院			
	藤岡市	鬼石病院			
	藤岡市	篠塚病院			
	藤岡市	光病院			
	藤岡市	くすの木病院			
	上野村	上野村へき地診療所			
	神流町	万場診療所			
	神流町	神流町国民健康保険直営中里診療所			
	富岡市	公立富岡総合病院			
	富岡市	公立七日市病院			
	下仁田町	下仁田厚生病院			
	富岡市	西毛病院			

(計89施設)

参考資料

◆修学資金貸与制度に係る条例・規則等

本修学資金貸与制度については、群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例及び同条例施行規則等によります。条例及び規則については、群馬県ホームページでご覧いただけます。

<群馬県ホームページ>

<https://www.pref.gunma.jp/site/doctorguide/1967.html>

当ページ下段の「参考資料」に掲載されている

- ・ 群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例 群馬県法規集
- ・ 群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則 群馬県法規集

を御確認ください。



▲ こちらからも HP にアクセスできます

◆群馬県の二次保健医療圏MAP



修学資金貸与制度についての問合せ先

群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室 地域枠担当

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

T E L 027-226-2540

F A X 027-223-0531

E-mail imuka@pref.gunma.lg.jp